

## 海外経済要録

### 米州諸国

#### ◇米国、国際商業取引所の発足

ニューヨークの証券、商品、為替等の一部ブローカーは、先物外貨為替の取扱いを目的とする国際商業取引所(International Commercial Exchange Inc.)を創設、4月23日から取引を開始した。本取引所は銀行と取引関係の薄い中小企業等の先物為替の実需取引、銀行の散遠する投機的取引等の仲介を主眼に設立されたもので、先物の取引期間が長い点(18か月の先物まで取り扱う)が特色である。

取引方法の概要は次のとおり。

- (1) 取引通貨は日本円、英ポンド、西ドイツ・マルク、フランス・フラン、スイス・フラン、イタリア・リラの6通貨で、取引はすべて取引所におけるオークションによって行なわれる。
- (2) 取引単位は各通貨ごとに定められている(たとえば、円は7,500千円、ポンドは10千ポンド)。
- (3) 上記1単位につき顧客は、1,000ドルの取引証拠金を積むほか、35ドルの手数料を支払う。
- (4) 顧客は、満期日までに、相殺取引を行なうか、または満期日に現物を受け渡すことにより取引を終了する。

### 欧州諸国

#### ◇英国の1970年度予算案と新金融措置

英国政府は4月14日、1970年度(1970年4月～71年3月)予算案を発表するとともに、新たな金融面の諸措置を明らかにした。

##### (1) 予算案の内容

###### イ. 概要

今次予算案には6年ぶりに小幅の減税(平年度220百万ポンド)が織り込まれているが、総合収支じりでは1,054百万ポンドの大幅黒字を計上(前年度当初予算826百万ポンドの黒字)、また歳出規模の前

年度当初予算比増加率も7.8%と前年度の伸び率(同9.2%増)以下に抑えるなど緊縮財政の基調はくずしていない。

###### ロ. 主要租税措置

- (i) 所得税関係では、①基礎控除額の引き上げ(独身者255→325ポンド、既婚者375→465ポンド)、②軽減税率の廃止(従来は課税所得のうち最初の260ポンドについては30%、標準税率は41.25%)、③老年者控除や寡婦控除の引き上げ、などにより初年度139百万ポンド、平年度175百万ポンドの減税。
- (ii) その他では、付加税(所得税に付加される累進税)の課税最低限引き上げ(2,000→2,500ポンド)および印紙税の一部(手形、小切手、受領書等の定額税等)

### 英國の統合基金予算

(単位・百万ポンド)

	1969年度		1970年度 予算 (c)	増減率(%)	
	当初 予  (a)	実 績 見込み (b)		(c)/(a)	(c)/(b)
経常歳入(A)	15,008	15,266	16,124	7.4 (16.6)	5.6 (12.3)
うち租税	14,464	14,733	15,582	7.7 (15.9)	5.8 (12.2)
経常歳出(B)	12,551	12,822	13,526	7.8 (9.2)	5.5 (8.1)
国防費	2,266	2,204	2,280	0.6 (△0.2)	3.4 (1.5)
民生費	10,285	10,618	11,246	9.3 (11.6)	5.9 (9.6)
統合基金 収支じり (A)-(B)	2,457	2,444	2,598		

(注) 増減率のカッコ内は、1969年度当初予算の前年度当初予算および同実績に対する比率。

### 英國の国家貸付基金予算

(単位・百万ポンド)

受取	1969年 度実績 見込み	1970年 度予算 比増加 率(%)	支 払	1969年 度実績 見込み	1970年 度予算 比増加 率(%)
				前年度 度予算 比増加 率(%)	
貸付利子収入 および英蘭銀行 発行部納付金等	1,458	1,423 △ 2.4	国債利子等支払 貸 付 (対国有企业) (対地方公共) (印 体 等)	1,458 1,439 ( 734) ( 536)	1,423 1,544 ( 43.0) ( 27.0)
統合基金黒字額 の繰入れ	2,444	2,598 6.3		( 705) ( 1,008)	
合計(A)	3,902	4,021 3.0	合計(B)	2,897	2,967 2.4
			収支じり(A)-(B)	1,005*	1,054

(注) \* 印は当初予算では826百万ポンドの黒字。

廃止等により、それぞれ平年度 5 百万ポンド、13.5 百万ポンドの減税。

(イ) なお現行レギュレーター(間接税の税率を上下 10% の範囲内で変更しうる政府権限で、68年11月10% の付加税が発動されている)は70年度も継続。

## (2) 金融面の措置

イ. 公定歩合を 0.5% 引き下げ(7.5→7.0%)、4 月15日から実施。

ロ. 従来の銀行貸出規制(注)を廃止し新規制措置を実施。

### (新規制措置の概要)

ロンドン手形交換所加盟銀行およびスコットランド系銀行については、本年 3 月央以降12か月間のポンド建貸出(国内民間部門および海外に対する貸出。ただし年利 5.5% の固定金利による輸出・造船関係貸出を除く)の増加率を 5% 以内、その他銀行については 7% 以内にとどめること(英蘭銀行のガイダンスによれば、貸出増加は将来国際収支に寄与すると見込まれる鉱工業、農業の生産、投資に向けることとし、消費者金融の増加は避けるべきものとされている)。また銀行のポンド建アセプタンスの増加も、貸出についての上記増加率以内に押えること。

主要賦払信用会社も、本年 3 月末以降12か月間の貸出増加率を 5% 以内に押えること。

(注) 68年11月実施のもので、「ロンドン手形交換所加盟銀行とスコットランド系銀行については貸出残高(内容は上記と同様、季節調整後の計数)を67年11月央の98%以下、その他銀行、主要賦払信用会社は、67年10月末の 102% 以下に抑制する」という内容のもの。

ハ. 特別預金預入率を、ロンドン手形交換所加盟銀行については 0.5%(2.0→2.5%)、スコットランド系銀行については 0.25%(1.0→1.25%) 引上げ。なお、昨年 6 月以降実施の特別預金に対する利息半減措置(貸出規制が遵守されないことにに対する罰則措置)は廃止され、4 月15 日以降通常のレート(大蔵省証券の市場利回りを基準とした利率)が付されることになった。

## ニ. 現金預金制度(注)の発動

預金銀行以外の銀行に対しては、今後の貸出態度を見たうえで現金預金制度の発動を考慮する。

(注) 現金預金制度は預金銀行以外の銀行に対し預金残高の一定比率を英蘭銀行に預入せしめるものであり、預金銀行に対する特別預金制度とはば同趣旨のもの(43年7月号「要録」参照)。

ホ. 輸入預託金率(注)を 10% 引き下げ(40→30%)、5 月 1 日以降実施。

(注) 68年11月発動(当初50%)、69年12月 5 日にこれが40%に引き下げられていた(43年12月号および44年11月号「要録」参照)。

## ◇西ドイツ、輸出金融を拡充

ブンデスバンクは4月3日、輸出信用会社(Austfurkredit, G. m. b. H.、略称 AKA)に対する同行の再割引枠(通称 B 枠)を従来の25億マルクから 5 億マルク増枠して 30 億マルクとすることを決定した。

これと並行して輸出信用会社では、その自己資金に基づく融資枠(通称 A 枠)について、B 枠と同様 5 億マルク増枠して 30 億マルクとするため、現在出資銀行間で協議中であり、近く決定される模様。

輸出信用会社の融資枠は一昨年 1 月増枠されたあと変更がなく、最近では需要に応じきれなくなってきたため今次措置が採られたものである。

なお現在の融資金利は B 枠 9%、A 枠 10% となっている。

## ◇フランス、中期信用手形保有率を引上げ

国家信用理事会は4月22日、市中銀行の中期信用手形保有率(Le taux du portefeuille minimum d'effets représentatifs de crédits à moyen terme)(注)の 1% 引上げ(15→16%)を決定し、4 月27日から実施した。

今回の措置は、最近の外貨流入に伴う国内流動性の過度の膨張を防ぐために採られたもの。これにより凍結される資金は約10億フラン。

(注) 中期信用手形保有率は、金融機関のフランス国内本支店における当座預金等短期債務に対するフランス銀行の再割可能な中期信用手形の保有比率である。

## ◇フランス、中期信用規制、消費者信用規制を一部緩和

1. フランス大蔵省は4月22日、総額 7.8 億フランに上る中期信用規制の緩和措置を実施した。概要は以下のとおり。

(1) 設備関係中期信用の上半期中の増加率を、従来の 6% から 8% に引き上げる(増加額 6.8→9.1 億フラン)。またクレディ・ナショナルの本年中の新規貸出認可額を従来の 16 億フランから 19 億フランに引き上げる。

(2) 中小企業向け特別中期貸出の上半期中の増加率を、従来の 6% から 9% に引き上げる(増加額 2.4→3.15 億フラン)。

(3) 地方開発のため、農業金庫の第 2 四半期中の中・長期設備関係貸出枠を 10% 引き上げる。

2. 国家信用理事会は4月29日、家具・調度品の割賦販売条件につき、頭金率の軽減(40→30%)、信用供与期間の延長(18→21か月)を決定し、5 月 1 日から実施すると発表した。今回の措置により新しい割賦販売条件は次のとおりとなる(ただし、いずれも新製品の場合)。

	信用供与期間	頭金率
ピアノ等家具	21ヶ月(今次改正)	30%(今次改正)
ラジオ	18ヶ月(従来どおり)	30%(従来どおり)
テレビ	18ヶ月(〃)	20%(〃)
2輪車	18ヶ月(〃)	30%(〃)
乗用車	18ヶ月(〃)	50%(〃)
トラック(3.5トン超)	24ヶ月(〃)	40%(〃)
〃(〃以下)	18ヶ月(〃)	40%(〃)
設備機械および農業用機械	24ヶ月(〃)	40%(〃)

#### ◇フランス、為替管理を一部緩和

1. フランス大蔵省は4月24日、最近の外貨繰りの好転から現行為替管理を概要次のように緩和すると発表した。

- (1) 居住者の旅行持出し外貨制限を、1,000 フラン相当から 1,500 フラン相当に引き上げる。なお、フランス銀行券の持出し制限(現行 200 フラン)は変更しない。
  - (2) 従来、250 フラン以上の輸入につき公認為銀を支払場所とすることを義務づけていたが、これを 2,500 フラン以上に改める。
  - (3) 先物為替の予約は省令で定めた商品についてのみ認められ、しかも関税当局の事前認可を要するとされていたが、事前認可制を撤廃する。
2. またフランス銀行も、69年1月以降対外ポジション規制の一環として実施していた、為銀の対外外貨建ポジションの買持ち超過相当額を米ドル預金形式で同行に預託させる取扱いを緩和し、4月末以降同預託額を買持ち超過相当額の50%とすることを決定した。なお、ポジション規制自体には変更はない。

#### ◇イタリア、ルモール中道左派連立内閣成立

イタリアでは2月7日、キリスト教民主党単独のルモール内閣総辞職後、組閣工作の難航により政治的空白が続いていたが、3月27日、キリスト教民主党、社会党、統一社会党、共和党の中道左派4党の妥協が成立し、ルモールを首班とする連立内閣が成立した(議会の承認は4月上旬)。閣僚の配分はキリスト教民主党17、社会党6、統一社会党3、共和党1。

主要閣僚名は次のとおり。

首相	マリアーノ・ルモール(キリスト教民主党)
副首相	フランチェスコ・デマルチーノ(社会党)
外相	アルド・モロ(キリスト教民主党)
蔵相	エミリオ・コロンボ(〃)

内相 フランコ・レスチーボ(キリスト教民主党)  
法相 オロンツォ・レアレ(共和党)  
国防相 マリオ・タナッジ(統一社会党)

今回の連立工作に際し、各党間で①共産党との協力は必要な場合には拒まない、②離婚法についてはバチカンとの協議を否定しないが、各党の決定は自由とする、③地方選挙は6月上旬に実施する、などの諸点で合意に達したと伝えられている。

なお、同内閣の最大の難関は上記の地方選挙であるといわれており、同選挙の結果共産党の進出、社会党の退潮が目だつことになれば、連立の維持が困難になるのではないかとみられている。

#### ◇デンマーク、景気抑制措置を実施

デンマーク政府ならびに国民銀行は、景気過熱に伴う貿易収支の悪化、物価の上昇等に対処するため、次の措置を実施した。

- (1) 政府は、国の建設工事着工を本年3月以降10月まで停止するとともに、地方公共団体に対しても同様の措置を実施するよう要請する。
- (2) 国民銀行と市中金融機関との紳士協定により、2月末以降6ヶ月間、市中貸出残高を増加させないこととする。
- (3) 上記のほか、①賃金の生計費ストライド制(注)の一時停止(これに伴う労働者の減収分は1971年に特別減税を行なうことにより相殺する)、②企業の配当率の現行水準での凍結、の2項につき、現在、政府・労・使3者間で協議が行なわれている。

(注) 生計費上界に伴う実質賃金の減少を相殺するため、毎年1月および7月に生計費上界分に見合う一時金を支給する制度。

#### ◇スウェーデン、建築投資課税法案を議会に提出

スウェーデン政府は4月8日、景気過熱抑制のため政府支出の一部繰延べを決定するとともに、建築投資に対する課税法案を議会に提出した。同法案は、本年5月7日から明年7月1日までの着工分につき投資額の25%の課税を行なうことを内容とするものであるが、住宅投資および国内後進地域における建築投資は課税対象から除かれている。

## アジア諸国

#### ◇インド、商業銀行の預資金利を引上げ

インド準備銀行は、国内資金の動員を図るとともに、さきに発表された郵便貯金利引上げとの調整から、商

業銀行の長期預金金利を次のように引き上げ、4月1日から実施した。

(1) 預金高5億ルピー以上の商業銀行

2年以上3年未満	6.0%	(従来5.75%)
3年〃5年〃	6.5〃	(〃6.0〃)
5年〃6年〃	6.75〃	(〃6.5〃)
6年以上	7.0〃	(〃6.5〃)

(2) その他の商業銀行については、預金高の規模に応じて、上記利率に次の金利を加算することができる。

2.5億ルピー以上5億ルピー未満	0.125%
1億ルピー〃2.5億ルピー〃	0.25〃
1億ルピー未満	0.5〃

なお、貸出金利については、さる1月輸出関係(6%)を除く一般貸出最高金利規制(9.5%)を撤廃、食糧・綿花等一部重要物資に対し10%の最高金利規制を設けた。

◇タイ、公定歩合を引下げ

タイ中央銀行は、3月30日、公定歩合(国債担保貸出金利)を従来の11%から9%に引き下げた(輸出手形等の再割金利5%は据置き)。

同国では昨年6月、ベトナム特需を主体とする国内景気の過熱化に対処するとともに、海外金利の高騰に伴う資本の流出を抑制する見地から、公定歩合を8%から11%の高水準に引き上げた。

しかしながら、最近に至り、①海外金利が低落しはじめた一方、②米軍基地建設の一巡や米軍帰休兵の減少などに伴う特需の減少などから、国内景気もいくぶん鎮静に向かいつつあることもあり、この際異常な高金利の是正を図ったものとみられる。

◇インドネシア、為替相場制度を変更

インドネシアは、4月17日、為替相場制度を次のとおり変更した。

(1) 次の新レートを設定する。

イ. 一般レート(Devisa Umum)

下記ロ. を除くすべての外国為替取引に適用し、為替取引所(週3日開所)における需給関係により変動する。なお、本制度発足時における中央銀行の基準介入相場は1米ドル当り378ルピア。

ロ. 借款レート(Devisa Kredit)

援助資金による輸入に適用、1米ドル当り326ルピアに固定。

(2) これに伴い、従来のB/Eレート(貿易取引の大宗に適用、1米ドル当り326ルピア)およびD/Pレート(自由相場——貿易取引の一部、民間資本取引および貿易

外取引の大宗に適用、最近では1米ドル当り379ルピア)は廃止する。

(3) 輸出税(外貨による納付)を次のとおり改訂する。

- イ. 手工業品および完成品は無税(従来10%)。
- ロ. 主要8品目(ゴム、コプラ等)については10%(従来15%)。
- ハ. その他品目については10%(従来どおり)。

(4) 輸入についてはすべてL/Cの開設を要する。

(5) 貿易外支払についてはすべて許認可不要。

今回の措置は、貿易、生産の拡大を通じて、第2年度にはいった5か年計画の進捗を図ることをねらいとして、IMFの勧奨により実施されたもので、①複雑化していた為替相場制度を簡素化するとともに、②貿易関係の為替レートを実勢(最近では1米ドル当り379ルピア)にさや寄せ(実質的には約13%の切下げ)したものである。

◇韓国、商業手形割引率等を引下げ

韓国銀行は、4月1日、同行ならびに市中銀行の商業手形割引率等を次のとおり、0.6~2.0%方引き下げた。

(年率・%)

	改訂後	改訂前
韓国銀行 商業手形再割引率(A) 〃担保貸付利率(B)	21.0 24.0	22.0 26.0
市中銀行 商業手形割引率(C)	24.0	24.6
利ざや 再割の場合 (C)-(A) 担保貸付の場合 (C)-(B)	3.0 0.0	2.6 △ 1.4

(注) 並手貸付利率は据置き(韓国銀行26.0%、市中銀行24.0%)。

今次措置は、商業手形割引に対する企業の金利負担を軽減しあわせて市中銀行の採算を改善することによって、民間における商業手形使用の慣行を育成し、資金運用の効率化(注1)と企業の系列化(注2)を図ることを目的として採られるものである。なお、同国では、銀行貸出のほとんどが並手貸付となっているため、今次引下げ措置の市中金利水準に与える影響はきわめて小さいものとみられる。

(注1) 韓国では、商取引の決済が主として先日付小切手によって行なわれており、商業手形はほとんど流通していない。同小切手は期日前に通常の金融機関で資金化することが困難があるので、商業手形の使用が一般化すれば資金効率は著しく高まるものとみられている。

(注2) 大メーカーと部品製造業者間における手形取引を促進させ、金融面から企業の系列化をねらったものである。

## 共産圏諸国

### ◇日中覚書き貿易取決めの調印

日中覚書き貿易継続交渉は、3月10日から北京で行なわれていたが、4月19日、会談コミュニケおよび貿易取決めが調印された。

今回の交渉は、昨秋の日米共同声明以来中共の対日姿勢が一段と硬化しているため、前回にも増して難航した

が、わが国側の大幅譲歩もあってかろうじて妥結をみた。この結果、貿易取決めは昨年に引き続きさらに1年存続することとなったが、貿易額もほぼ昨年並みの往復70百万ドル程度にとどまった模様である。輸出入品目内容をみると、輸出面で化学肥料が増加したほかは鉄鋼、機械類等ほとんど昨年並みであり、輸入品目についてもわずかに液卵(生卵のかんづめ)が加えられたことが目だつ程度である。